

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年9月8日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

体育館横給水管漏水他修繕

2 履行（納品）場所

横浜市立南戸塚中学校（戸塚区戸塚町1842番地の1）

3 契約日

令和7年8月18日

4 履行日又は履行期間

令和7年8月22日

5 契約金額

430,100円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号

三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給水バルブ軸より漏水が発生し、早急に修繕を行わないと漏水による費用発生や地盤沈下等により学校運営に支障をきたすため緊急修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立南戸塚中学校